

新鹿島市民会館(仮称)建設 基本設計・実施設計業務委託仕様書

1 目 的

鹿島市民会館は、昭和30年3月、6ヶ町村の合併により誕生した鹿島市の象徴として昭和41年に竣工した。建設計画中の昭和37年7月8日には、本市史上、最大規模の水害が大雨により発生し、物心両面においてマチが疲弊する中で、東京五輪(昭和39年)の開催時期とも重なり“人、モノ、金”が東京に集中する状況にあつて、建設費の1/4にのぼる寄附を市民からいただくなど、苦難の末に市民と行政が一体となり建設した現在の市民会館は、鹿島市民のランドマークとして長い間、市民交流の場、文化活動の発表の場として大きな役割を担ってきた。

しかし完成後50年以上が経過し、設備や建物の老朽化が顕著になり、市民ニーズに応える事ができない状態になっている。このことから、平成25年10月に市内主要団体の代表者等で構成する「鹿島市民会館建設研究会」が設置され、新たな市民会館の建設を是とする提言がなされた。更に、鹿島市民会館建設研究会から発展的に設立された「鹿島市民会館建設検討委員会」によって平成27年3月に「新鹿島市民会館(仮称)建設基本構想・基本計画」が策定されるのだが、想定していた交付金の採択要件が厳しくなったこともあり、建設財源の確保に苦慮し、計画が足踏みすることになってしまう。しかしながら、平成29年8月に市民会館建設の具体化に向けた見直し協議を再開し、市民会館に必要な機能を厳選するとともに、民俗資料館との施設の集約化及び、既存の生涯学習センター「エイブル」との一体的な活用について検討を重ね、平成30年1月に鹿島市民会館建設検討委員会によって「鹿島市民会館改築計画の再構築に関わるデザイン研究」が報告された。

奇しくも「平成30年7月豪雨」と命名され数十年に一度と言われた大雨は、西日本一体に、人的にも経済的にも甚大な被害をもたらした。幸い本市における人的被害は無かったものの、大雨特別警報に伴う住民への避難指示が初めて発令されるほどの大雨であった。そして、再来年には再び東京で五輪が開催されるという偶然が今回も重なっている。

本プロポーザルは、新たな鹿島市民会館を建設するために官民が一体となって様々な協議を重ねた結果、「鹿島市民会館改築計画の再構築に関わるデザイン研究」等が策定されたこと。また、建設予定地周辺が公用・公共用施設群が立地する行政サービス・防災・市民交流・生涯学習等の「市民活動拠点」となっていることなど、本市の地域性に充分配慮することのできる豊富な経験と高い技術力を有する設計候補者を選考するために実施するものである。

また本業務は、基本構想・基本計画やデザイン研究で示された意向や意見で基本的方針、規模や機能等を高次に具現化していくことを目的として、施設の設計を行うものである。

2 一般事項

受託者は、本「仕様書」ならびに「新鹿島市民会館(仮称)建設基本設計・実施設計業務委託 設計業務特記仕様書(建築物1)、鹿島市建築設計業務委託 共通仕様書」により設計を行うものとする。

3 設計と条件

- | | |
|-----------|--|
| (1) 施設名称 | 新鹿島市民会館(仮称) |
| (2) 敷地の概要 | 佐賀県鹿島市大字納富分2643番地 1 ほか |
| ア 敷地面積 | 約6, 100 m ² |
| イ 用途地域 | 第2種住居地域(建築基準法第48条但し書きに係る協議中)
建築基準法第22条の指定区域 |
| ウ 建ぺい率 | 60 % |
| エ 容積率 | 200 % |
| (3) 施設条件 | |
| ア 構造 | 指定しない。関係法令に準拠のこと。 |
| イ 規模 | 約2, 600m ² 程度(2, 680m ² 未満:必須) |
| ウ 所要室 | ホール(固定席750~800席程度)
展示室(民俗資料館)165m ² 未満 |
| エ その他 | 各種設備、その他詳細については協議による。 |

4 基本・実施設計業務委託料

(1) 委託料算定基準

新鹿島市民会館及び附属施設を含む委託料は、佐賀県建築設計・工事監理委託料算定基準を準用し算定した額に、追加業務に要する額を加えた金額とする。なお、特別経費(旅費)については別途積み上げて積算する。

(2) 参考業務規模

約80, 680千円(消費税及び地方消費税を含む。)以下を想定している。なお、本設計業務委託料は、特定された最も優れた技術提案書、参考見積額等を前提に、協議、決定された業務委託特記仕様書等に基づいて算定を行うものとする。

5 提出図書等

(1)業務計画書等

業務計画書は契約締結後14日以内に提出し承認を受けること。

また、着手届、業務工程表、管理技術者通知書及び設計業務担当技術者届についても契約締結後14日以内に提出し承認を受けること。なお、構造、音響、電気、機械設計を協力設計事務所に再委託する場合についても同様に承認を受けること。

(2)実施設計図書

設計委託したものの提出図書は、次に掲げるものとする。

実施設計図書

・提出期限	平成 31 年 11月 29日	
・設計図書（CDR含む）		1部
・A1 又はA2	製本	1部
・A3版縮小図面	仮製本	1部

6 設計の進め方

- (1) 「新鹿島市民会館(仮称) 建設基本構想・基本計画、鹿島市民会館改築計画の再構築に関わるデザイン研究」を踏まえて進めること。
- (2) 設計理念に基づいて設計を進めること。
- (3) 成果品提出期限を順守すること。
- (4) 受託者は建築基準法及び建築士法等の法令上の設計者となるので、その責任を全うすること。
- (5) 設計は建築基準法及び関係法令並びにこれに基づく命令及び条例の規定によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書の建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編及び標準図に定める各種の設計基準等による。なお、建築学会建築工事標準仕様書を使用する場合は、監督員と協議するものとする。
- (6) 業務に先だち、業務計画書を監督員に提出する。主任技術者等は承諾を受けた業務計画書に基づき業務を進めること。
- (7) 設計にあたっては、計画敷地及び周辺敷地の設備等綿密なる現地調査を行い、各種の情報収集に努め、事前に関係諸法規を厳守し、発注者の要望に沿うよう十分な打合せを行い、工事の着手後において設計内容の変更等を生じないように特に留意すること。
- (8) 設計の段階ごとに設計案を提出し、監督員の確認を受けてから次の段階へ進むこ

と。

- (9) 工法・材料・機器類等の選定に当たっては、価格・実績・市場の流動性・維持管理の容易性等十分な比較検討をして採用すること。
- (10) 特定の新技术・新工法及び特許等に関わる導入については、十分な検討を行い優位性・合理性を有することを検証し、監督員と協議の上、採用すること。
- (11) 技術情報や見積書等の収集に当たっては、特定のものに偏ることなく又、設計に利害を有するものから過度の技術サービスを受ける事なく自らの責任において収集すること。
- (12) 概略工事工程表を作成する場合は、監督員との協議完了後設計をまとめること。
- (13) 特記仕様書に明記されていない事項があるときは、発注者と受託者との間で協議して定める。
- (14) 工事中の仮設計画は、敷地内で行われる別途工事に配慮した計画とし、必要に応じて工区分けや仮設施設の計画を行うこと。
- (15) 計画・設計の各段階でコストコントロールを行いながら、経済的な計画・設計を行うこと。
- (16) 成果品については、監督員より指示があれば、分離発注（建築工事・電気設備工事・給排水衛生設備工事・空気換気設備・舞台設備工事・外構工事等）を行うことが出来るようまとめること。また、この新鹿島市民会館(仮称)建設工事は、公共施設等適正化推進事業債の活用を計画しているため、必要と認められる設計図書等については、事業の内容に沿うように作成し添付すること。なお、詳細については監督員の指示及び協議による。
- (17) 積算においては、「建築数量積算基準」（財団法人 建築コスト管理システム研究所）に基づき行うこと。なお、積算数量については、概略図等を添付し、受託者によって数量のチェックを十分されたものを提出すること。
- (18) 管理技術者は原則、市との定期的な打合せに出席しなければならない。また、主任技術者においても原則、市との定例的な打合せに出席しなければならない。
- (19) 工事に必要な官公署への提出申請書類等については、事前に関係官公署と打合せを行い、責任ある申請書類等を成果品として各官公署へ提出すること。なお、提出時期については、担当者と協議すること。
- (20) 業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と発注者は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (21) 受託者と発注者の打合せは、業務着手後は原則として10日に1回程度、その後の日程については発注者と事前に協議し決定して行うものとし、その結果について、受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (22) 計画通知については、第1次成果品承諾後に申請書の提出を行い、業務期間中に確認済証がおりることを原則として、責任をもって業務にあたること。なお、構造計算適合判定が必要な場合は、その審査期間も考慮すること。また、判定手数料については、発注者において準備するが、当該申請が不適合の判定等を受ける

ことにより、再申請が必要になった場合における手数料については、受託者の負担とする。

- (23) 提出書類は、強固なファイルに整理のうえ提出すること。
- (24) 設計図書提出後も、設計に疑義が生じたり、その必要が生じた場合は、随時打合せを行うこと。
- (25) 参考図書の貸し出しは、監督員に申し出て活用すること。なお、受託者は、貸与資料の管理について責任を持ち、万一破損した場合は、受託者の責任と負担で修復し返却すること。

- (26) 成果品及びその著作権はすべて発注者の所有とし、発注者の書面による承諾を得ないで他に公表貸与又は使用してはならない。
- (27) 業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

7 その他

鹿島市は、特定された選定業者と、後日協議を行い、随意契約を締結する。なお、業務委託条件、仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがある。